

## 未成年者の契約 親権者の責任はどこまで？

クレジット会社から突然、高額な請求が来た。子どもがオンラインゲームの有料サイトを利用し、親のクレジットカードをつかっていたことが分かった。高額請求に応じなくてはならないか。

国民生活センターによるとインターネットのゲームに関する相談は年々増加しており、未成年者に関する相談も増えています(2019年3月31日現在、2017年は4,085件、2018年は4,502件(前年同期3,815件))。クレジットカード決済が親の知らない間になされていることから、支払いに関する問題が生じています。今回は、未成年者の契約取消しについて考えます。

### 相談事例

#### 《事例1》

携帯電話会社から20万円の請求が来た。小2の子供がスマホでオンラインゲームをした料金という。子供に携帯端末を使わせていたが、高額なゲームをすることは認めていない。

30歳代 母

#### 《事例2》

13歳の息子が母親のクレジットカードでアダルトオンラインゲームの決済をしていた。総額で100万円になっていた。カード利用する際に使用不可と出て事実が判明した。息子はカード番号を盗み見したうえ、サイトでコインを購入する際に「18歳以上ですか」との問いに「はい」を選択したと言っている。クレジットカードの利用も、アダルトオンラインゲームの利用も許していない。100万円の請求には応じたくない。

40歳代 母

#### 《事例3》

2年前19歳の時SNSで知り合った友人から、中古商品の仕入れ販売の副業を紹介された。事務所で、代表から一か月10万円稼げなかったら全額返金するといわれ、コンサルタント料39万円をわたした。初めの3回の仕入れはすぐ売れたが、その後は全く売れない。代表に解約通知をしたいが、連絡が取れない。支払った39万円を返してほしい。

21歳 学生

### 未成年者の契約取消し

民法第五条で、「未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができる」と決められています。未成年者は成年者と比べて、社会経験がなく取引の知識や経験が不足しています。そこで、未成年者が取引を行う際に不利益をこうむらないように法律で保護しています。これが未成年者契約の取り消しです。

## 未成年者取消しができる条件

- 1 契約時の年齢が20歳未満であること  
\*2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。
- 2 契約当事者が婚姻の経験がないこと
- 3 法定代理人が同意していないこと
- 4 法定代理人から処分を許された財産（お小遣い）の範囲であること
- 5 未成年者が詐術を用いていないこと
- 6 法定代理人の追認がないこと
- 7 取消権が時効になっていないこと  
\*時効：未成年者が成年になった時から5年又は契約してから20年

## 取消しの効果

取消しをすると契約は最初から無効のものとされます。

その結果、代金の支払い義務はなくなります。未成年者が支払った代金があれば返還請求できます。未成年者が受け取った商品やサービスは「現に利益を受ける範囲（現存利益）」で返還すればよく、現に利益が残っていなければ返還する必要はありません。

## 事例の場合「取消しができる？」でしょうか。

契約当事者はいずれも未成年者です。その点だけ見れば契約は取消しできると言えます。しかしゲームやアイテムの購入などは、親権者の同意なしのクレジット決済であり、その点で親権者（両親等）のクレジットカードの管理責任が問われると考えられます。

事例1では、使用している情報機器は、親権者が自分のタブレット端末を使わせていました。そして、何らかの方法でクレジットカードが利用できたようです。子どもはお金がかかることを知らずにゲーム内で通貨を得ていたことも考えられます。タブレット所有者である親権者（母親）の管理責任が問われると言えます。

事例2は、本人は13歳にもかかわらず、「18歳以上」と詐術を使っています。このため、未成年者取消しの要件を全て満たしているとは言えません。また、クレジットカード番号を親の同意なく伝えています。事例1と同様、親の管理責任は問われると考えられます。

子どものネットゲームによる「高額課金」の相談は増加しています。親権者（両親等）は、情報機器の扱いについて子どもとよく話し合う事、クレジットカードの保管・管理には十分な注意が必要です。場合によっては請求額全額の支払いを求められるというケースもあります。

## 成年年齢の引き下げが迫っている

事例3は、契約当時19歳でしたが2年を経過していました。しかし未成年者の契約取消しの時効は未成年者が成年になった時から5年、契約後20年です。このため、相談者には未成年者取消しの書面を送付してもらいました。事業者担当相談室から確認したところ、書面送付後しばらくして契約金額全額を相談者の指定口座に入金したということで、相談者には入金を確認するよう伝えました。

この相談者は現在の民法では未成年者ですが、2022年4月1日からは18歳からが成年となります。現在の中学3年生あたりが該当します。クレジットカードの作成、携帯電話の購入、ローンを組んで自動車を購入する等が、親の同意なくして契約が可能になります。未成年者の契約取消しはとても強い法的拘束力を持っていますが、同時に契約責任自体は重いものです。契約に当たっては、本当に必要な商品・サービスか、支払いはできる金額か等十分に検討する習慣を身につけてほしいと考えます。

## もう一工夫欲しい事業者側確認

一方、事業者側も年齢の確認の際、「18歳ですか」、「はい」と選択するだけで、簡単にアダルトサイトの契約に進めることも問題です。年齢について西暦、和暦などで再度確認するようなダブルチェック等で、トラブルを防止できるのではないのでしょうか。年齢やクレジットカード番号の確認について改善を求めます。